

## ○稲城市企業誘致条例施行規則

令和 8 年 3 月 31 日

規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、稲城市企業誘致条例（令和 8 年稲城市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 奨励金等 条例第 3 条に規定する奨励金及び条例第 5 条に規定する加算金をいう。
- (2) 固定資産税等相当額 稲城市（以下「市」という。）が賦課する固定資産税及び都市計画税の合計額をいう。
- (3) 店舗面積 奨励対象事業所の事業用地面積のうち、店舗に係る延床面積をいう。
- (4) 事業開始日 奨励対象事業所において事業を開始する日をいう（飲食店舗賃貸奨励金（別表第 1 に規定する 1 店舗につき 5 万円を交付するものを除く。）にあつては、建築後 1 年以内に事業が開始となる場合に限る。）。
- (5) 交付対象期間 事業開始日（飲食店舗賃貸奨励金（別表第 1 に規定する 1 店舗につき 5 万円を交付するものを除く。）にあつては、奨励対象事業所の入居する建物を事業の用に供した日）の属する年の翌年 4 月 1 日から奨励金の交付を終了する日までの期間をいう。

(交付額等)

第 3 条 条例第 3 条第 4 項に規定する規則で定める奨励金の額及び交付に関する基準は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 別表第 1 の規定により固定資産税等相当額を交付する奨励金の固定資産税等相当額は、第 7 条の規定により交付申請をする年度の前年度の固定資産税等相当額とする。ただし、別表第 1 に定める用地確保奨励金のうち、事業用地を売却する場合においては、当該事業用地を売却した年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度の

固定資産税等相当額とする。

3 奨励金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(奨励対象事業所の面積の算定)

第4条 奨励対象事業所における事業用地面積は、当該奨励対象事業所の敷地(駐車場、駐輪場その他当該事業所と一体的な利用に供される土地を含む。)の面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、一つの建物に複数の奨励対象事業所が入居しているときの各奨励対象事業所の面積は、次に掲げる面積を合算した面積とする。

(1) 当該奨励対象事業所が専有する部分の面積

(2) 当該建物のうち、駐車場、通路、トイレその他の共有部分の面積に、当該奨励対象事業所の店舗面積を当該建物の総延床面積で除して得た割合を乗じて得た面積

(用地確保奨励金の申請者)

第5条 用地確保奨励金の交付申請者は、奨励対象事業所を開設する目的の企業に対し、事業用地を売却又は賃貸し、かつ当該奨励対象事業所の事業開始日において事業用地提供者であった者とする。ただし、第7条に規定する交付申請をするときまでに事業用地提供者の変更があった場合又は当該奨励対象事業所の事業用地を購入した同一年に当該事業用地を売却した場合は、用地確保奨励金の交付申請をすることができない。

(加算金の交付額等)

第6条 加算金の名称は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第5条第1項第1号に該当する場合 市民雇用促進加算金

(2) 条例第5条第1項第2号に該当する場合 市内建設業者活用加算金

2 条例第5条第1項に掲げる加算金の交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第5条第1項第1号の当該雇用期間が1年以上の者とは、事業開始日から条例第6条第1項の申請の日までの間における雇用期間が1年以上の者とする。

(2) 条例第5条第1項第2号イの規則で定める率とは、100分の20とする。

3 条例第5条第2項に規定する加算金の額は、次に掲げるところによる。

(1) 市民雇用促進加算金 条例第5条第1項第1号の常用労働者の数に10万円を

乗じて得た額

(2) 市内建設業者活用加算金

ア 条例第5条第1項第2号アに該当する場合 工事請負契約の金額（取引に係る消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。イにおいて同じ。）に100分の1を乗じて得た額

イ 条例第5条第1項第2号イに該当する場合 市内の一次下請業者が市内に本店を有しない工事請負業者と締結した工事請負契約の金額に100分の1を乗じて得た額

4 加算金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 条例第6条第1項の交付申請は、交付対象期間の初日から1年を経過する日の翌月1日から60日以内（以下、この条において「初回申請期間」という。）に、稲城市企業誘致奨励金等交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、別表第1に定める飲食店舗賃貸奨励金のうち、1店舗につき5万円を交付するものについては、当該店舗において事業開始日から5か月を経過する日までに、同様式に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

2 条例第6条及び前項の規定により奨励金の初回申請の交付決定を受けた企業等が、引き続き奨励金の交付を受けようとするときは、毎年度、初回申請期間と同じ期間内に、稲城市企業誘致奨励金交付申請書（継続交付）（様式第2号）に奨励金の種類により別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が奨励金等の交付について審査するにあたり必要ないと認めたときは、別表第2に掲げる書類の一部を省略することができる。

（事前届出）

第8条 奨励金（別表第1に定める飲食店舗賃貸奨励金のうち、1店舗につき5万円を交付するもの及び用地確保奨励金を除く。）の交付を受けようとする企業は、事業開始日の属する年度の2月末日までに、稲城市企業誘致奨励金事前届出書（様式第3号）に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

（交付の決定通知等）

第9条 市長は、条例第6条第2項の規定により、奨励金等の交付を決定したとき

は稲城市企業誘致奨励金等交付決定通知書（様式第4号）により、不交付を決定したときはその理由を付して稲城市企業誘致奨励金等不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定により奨励金等の交付決定に係る通知を受けた企業等は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に稲城市企業誘致奨励金等交付請求書（様式第5号）により市長に奨励金等の交付を請求しなければならない。

（交付決定の取消しの通知）

第11条 市長は、条例第8条の規定により奨励金等の交付の決定を取り消したときは、稲城市企業誘致奨励金等交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（地位の承継の承認）

第12条 条例第9条第2項に規定する地位の承継の承認を受けようとする企業等は、稲城市企業誘致奨励金承継承認申請書（様式第7号）に別表第2に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の承認又は不承認を決定し、承認するときは稲城市企業誘致奨励金承継承認通知書（様式第8号）により、不承認とするときはその理由を付して稲城市企業誘致奨励金承継不承認通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業所の譲渡）

第13条 一般奨励金、飲食店舗誘致奨励金又は旅館・ホテル営業誘致奨励金の交付を受けた企業は、交付対象期間が終了した後、かつ、次条に規定する期間内に奨励対象事業所を譲渡するときは、譲渡する日の前日までに事業譲渡届（様式第9号）に第17条に規定する事業継続を証する書類を譲渡先企業が提出することの同意書を添付して市長に提出しなければならない。

（返還額の算定等）

第14条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 一般奨励金のうち、交付期間が5年間に該当する場合 事業開始日から起算して10年間

- (2) 一般奨励金(第1号に該当する場合を除く。)、飲食店舗誘致奨励金又は旅館・ホテル営業誘致奨励金の場合 事業開始日から起算して6年間
- 2 条例第10条第1項に規定する返還すべき奨励金等の額は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 奨励金等の交付の決定を取り消した場合 交付した奨励金等の全額
- (2) 一般奨励金、飲食店舗誘致奨励金又は旅館・ホテル誘致奨励金の交付を受ける企業が事業開始日から起算して3年を経過する日の前日までに奨励対象事業所を閉鎖又は事業内容を変更した場合 交付した奨励金等の全額
- (3) 一般奨励金のうち交付期間が5年間に該当する場合で、前項第1号に規定する期間の終期の前日までに奨励対象事業所を閉鎖又は事業内容を変更した場合
- ア 交付対象期間内に奨励対象事業所を閉鎖又は事業内容を変更したとき 交付した奨励金等の2分の1に相当する額
- イ 交付対象期間経過後かつ前項第1号に規定する期間の終期の前日までに奨励対象事業所を閉鎖又は事業内容を変更したとき 交付した奨励金等の額に10年から事業継続年数を減じた年数を乗じ、これを10で除した額
- (4) 一般奨励金のうち交付期間が3年に該当する場合、飲食店舗誘致奨励金又は旅館・ホテル営業誘致奨励金の場合で、前項第2号に規定する期間の終期の前日までに奨励対象事業所を閉鎖又は事業内容を変更した場合
- ア 交付対象期間内に奨励対象事業所を閉鎖又は事業内容を変更したとき 交付した奨励金等の2分の1に相当する額
- イ 交付対象期間経過後かつ前項第2号に規定する期間の終期の前日までに奨励対象事業所を閉鎖又は事業内容を変更したとき 交付した奨励金等の額に6年から事業継続年数を減じた年数を乗じ、これを6で除した額
- 3 前項各号の年数の計算において、1年未満の期間は切り捨てるものとする。
- 4 算定した返還額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (返還命令)
- 第15条 市長は、条例第10条第1項の規定により奨励金等の返還を命じるときは、稲城市企業誘致奨励金等返還命令書(様式第10号)により返還期限を定めて通知するものとする。
- (延滞金)

第16条 市長は、企業等が奨励金等を返還期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項に定める割合で計算した延滞金を納付させることができる。

2 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金等の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（事業継続の確認）

第17条 一般奨励金、飲食店舗誘致奨励金又は旅館・ホテル営業誘致奨励金の交付を受けた企業は、交付対象期間が終了した後、第14条で定める期間内は、次に掲げる奨励対象事業所としての事業を継続していることを証する書類を提出しなければならない。

- (1) 国税に係る確定申告書の写し
- (2) 国税に係る納税証明書
- (3) 常用労働者数が分かる書類（一般奨励金に限る。）
- (4) その他事業を継続していることを証する書類として市長が認める書類

2 市長は、正当な理由がなく前項に規定する書類の提出が無いときは、奨励対象事業所を閉鎖又は事業内容を変更したものとみなすことができる。

（審査会）

第18条 市長は、奨励金等の交付申請に関する内容を審査し、又は必要に応じて調査させるため、稲城市企業誘致審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

（雑則）

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

奨励金の種類	交付額	交付基準
一般奨励金	奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額の100分の90（上限1億円）を5年間交付	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 常用労働者数が20人以上 (2) 事業用地面積が1,000㎡以上
	奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額の100分の80（上限5,000万円）を3年間交付	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 常用労働者数が10人以上 (2) 事業用地面積が200㎡以上又は投下固定資産総額1億円以上
飲食店舗誘致奨励金	奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額の100分の90（上限1,000万円）を3年間交付	店舗の延床面積が35㎡以上
旅館・ホテル営業誘致奨励金	奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額（上限1億円）を3年間交付	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 建物を自己所有 (2) 客室1室19㎡以上 (3) 客室総数80室以上 (4) 280㎡以上の宴会場を有すること。
	奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額の100分の90（上限5,000万円）を	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 建物を自己所有

	3年間交付	(2) 客室1室19㎡以上 (3) 客室総数80室以上
	奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額の100分の90（上限3,000万円）を3年間交付	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 建物を自己所有 (2) 客室1室19㎡以上 (3) 客室総数25室以上
	客室1室につき3万円を乗じた額（上限1,000万円）に100万円を加算した額を3年間交付	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 建物を賃借 (2) 客室1室19㎡以上 (3) 客室総数80室以上 (4) 280㎡以上の宴会場を有すること。
	客室1室につき3万円を乗じた額（上限1,000万円）を3年間交付	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 建物を賃借 (2) 客室1室19㎡以上 (3) 客室総数25室以上
飲食店舗賃貸奨励金	奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額の100分の80（上限1,000万円。ただし、奨励金の額が10万円に満たない場合は10万円とする。）を1年間交付	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 店舗面積35㎡以上 (2) 新築後1年以内の建物 (3) 当該店舗の入居前に、同一の区画に他の事業者による入居の事実がない店舗
	1店舗につき5万円	店舗面積35㎡以上かつ次の各号の一に該当すること

		<p>(1) 新築後1年を経過した建物</p> <p>(2) 当該店舗の入居前に、同一の区画に他の事業者による入居の事実があった店舗</p>
旅館・ホテル施設賃貸 奨励金	奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額（上限1億円）を3年間交付	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 客室1室19㎡以上</p> <p>(2) 客室総数80室以上</p> <p>(3) 280㎡以上の宴会場を有すること。</p>
	奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額の100分の90（上限5,000万円）を3年間交付	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 客室1室19㎡以上</p> <p>(2) 客室総数80室以上</p>
	奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額の100分の90（上限3,000万円）を3年間交付	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 客室1室19㎡以上</p> <p>(2) 客室総数25室以上</p>
用地確保奨励金	奨励対象事業所の事業用地に係る固定資産税等相当額の100分の80（上限1,000万円）を1年間交付	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 一般奨励金、飲食店舗誘致奨励金又は飲食店舗賃貸奨励金（1店舗につき5万円を交付するものを除く。）の交付を受ける奨励対象事業所の事業用地を売却（事業開始日</p>

		<p>が売却日から3年以内である場合に限る。)し、又は賃貸する場合</p> <p>(2) 旅館・ホテル営業誘致奨励金又は旅館・ホテル施設賃貸奨励金の交付を受ける奨励対象事業所の事業用地を売却(事業開始日が売却日から3年以内である場合に限る。)する場合</p>
	<p>奨励対象事業所の事業用地に係る固定資産税等相当額の100分の80(上限1,000万円)を3年間交付</p>	<p>旅館・ホテル営業誘致奨励金又は旅館・ホテル施設賃貸奨励金の交付を受ける奨励対象事業所の事業用地を賃貸する場合</p>

別表第2 (第7条、第8条及び第12条関係)

様式	奨励金の種類	添付書類
<p>稲城市企業誘致奨励金等交付申請書(様式第1号)</p>	<p>一般奨励金</p> <p>飲食店舗誘致奨励金</p> <p>旅館・ホテル営業誘致奨励金(建物を自己所有する場合に限る。)</p>	<p>(1) 法人登記事項証明書(個人にあっては住民票の写し)</p> <p>(2) 定款又は規約の写し</p> <p>(3) 常用労働者数が分かる書類(一般奨励金に限る。)</p> <p>(4) 飲食店営業許可の写し(飲食店舗誘致奨励金に限る。)</p>

		<p>(5) 旅館業営業許可の写し (旅館・ホテル営業誘致 奨励金に限る。)</p> <p>(6) 市税の課税台帳等帳簿 閲覧に関する同意書</p> <p>(7) 奨励対象事業所に係る 固定資産税等相当額が分 かる書類</p> <p>(8) 建築図面の写し</p> <p>(9) 建築確認済証の写し</p> <p>(10) 登記事項証明書(建 物)の写し</p> <p>(11) 土地譲渡契約書、土地 賃貸借契約書などの土地 の使用権を申請者が有す ることが確認できる書類 の写し</p> <p>(12) 店舗面積が分かる書類 (飲食店舗誘致奨励金に 限る。)</p> <p>(13) 客室面積が分かる書類 (旅館・ホテル営業誘致 奨励金に限る。)</p> <p>(14) 国税に係る確定申告書 及び決算書の全頁の写し (過去3年分のもの)</p> <p>(15) 国税、都道府県税及び 市区町村税の納税証明書 (過去3年分のもの)</p>
--	--	--

		<p>(16) 市民である常用労働者を1年以上雇用していることが分かる書類（市民雇用促進加算金の交付を申請する場合）</p> <p>(17) 市民である常用労働者の住民票の写し又は住民票を確認することの同意書（市民雇用促進加算金の交付を申請する場合）</p> <p>(18) 建設工事の契約書の写し又は市内に本店を有する一次下請業者が締結した工事請負契約金額が確認できる契約書等の写し（市内建設業者活用加算金の交付を申請する場合）</p> <p>(19) その他奨励金等の交付について審査するため市長が必要と認める書類</p>
	<p>旅館・ホテル営業誘致奨励金（建物を賃借する場合に限る。）</p>	<p>(1) 法人登記事項証明書（個人にあつては住民票の写し）</p> <p>(2) 定款又は規約の写し</p> <p>(3) 旅館業営業許可の写し</p> <p>(4) 事業用地に係る賃貸借契約書の写し</p> <p>(5) 建物に係る賃貸借契約</p>

		<p>書の写し</p> <p>(6) 客室面積が分かる書類</p> <p>(7) 国税に係る確定申告書及び決算書の全頁の写し (過去3年分のもの)</p> <p>(8) 国税、都道府県税及び市区町村税の納税証明書 (過去3年分のもの)</p> <p>(9) 市民である常用労働者を1年以上雇用していることが分かる書類（市民雇用促進加算金の交付を申請する場合）</p> <p>(10) 市民である常用労働者の住民票の写し又は住民票を確認することの同意書（市民雇用促進加算金の交付を申請する場合）</p> <p>(11) その他奨励金等の交付について審査するため市長が必要と認める書類</p>
	<p>飲食店舗賃貸奨励金（1店舗につき5万円を交付するものを除く。）</p> <p>旅館・ホテル施設賃貸奨励金</p>	<p>(1) 法人登記事項証明書（個人にあつては住民票の写し）</p> <p>(2) 定款又は規約の写し</p> <p>(3) 登記事項証明書（建物）の写し</p> <p>(4) 奨励対象事業所に係る賃貸借契約書の写し</p>

		<p>(5) 事業用地に係る賃貸借契約書の写し（土地を賃借する場合）</p> <p>(6) 店舗面積が分かる書類（飲食店舗賃貸奨励金に限る。）</p> <p>(7) 客室面積が分かる書類（旅館・ホテル施設賃貸奨励金に限る。）</p> <p>(8) 国税に係る確定申告書及び決算書の全頁の写し（過去3年分のもの）</p> <p>(9) 国税、都道府県税及び市区町村税の納税証明書（過去3年分のもの）</p> <p>(10) 建設工事の契約書の写し又は市内に本店を有する一次下請業者が締結した工事請負契約金額が確認できる契約書等の写し（市内建設業者活用加算金の交付を申請する場合）</p> <p>(11) その他奨励金等の交付について審査するため市長が必要と認める書類</p>
	<p>飲食店舗賃貸奨励金（1店舗につき5万円を交付するものに限る。）</p>	<p>(1) 法人登記事項証明書（個人にあっては住民票の写し）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 登記事項証明書（建物）の写し</li> <li>(3) 賃貸借契約書の写し</li> <li>(4) 店舗面積が分かる書類</li> <li>(5) その他奨励金の交付について審査するため市長が必要と認める書類</li> </ul>
	<p>用地確保奨励金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法人登記事項証明書（個人にあっては住民票の写し）</li> <li>(2) 登記事項証明書（土地）の写し</li> <li>(3) 事業用地に係る譲渡契約書又は賃貸借契約書の写し</li> <li>(4) 奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額が分かる書類</li> <li>(5) その他奨励金の交付について審査するため市長が必要と認める書類</li> </ul>
<p>稲城市企業誘致奨励金交付申請書（継続交付）（様式第2号）</p>	<p>一般奨励金 飲食店舗誘致奨励金 旅館・ホテル営業誘致奨励金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法人登記事項証明書（個人にあっては住民票の写し）</li> <li>(2) 国税及び法人市民税確定申告書の写し（最新年分のもの）</li> <li>(3) 国税、都税及び市税に未納が無いことを証する</li> </ul>

		<p>書類</p> <p>(4) 事業を継続していることを証する書類</p> <p>(5) 奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額が分かる書類(旅館・ホテル営業誘致奨励金のうち、建物を賃借する場合を除く。)</p> <p>(6) その他奨励金等の交付について審査するため市長が必要と認める書類</p>
	<p>旅館・ホテル施設賃貸奨励金</p>	<p>(1) 法人登記事項証明書(個人にあっては住民票の写し)</p> <p>(2) 登記事項証明書(建物)</p> <p>(3) 市税の未納が無いことを証する書類</p> <p>(4) 奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額が分かる書類</p> <p>(5) その他奨励金等の交付について審査するため市長が必要と認める書類</p>
	<p>用地確保奨励金</p>	<p>(1) 法人登記事項証明書(個人にあっては住民票の写し)</p> <p>(2) 登記事項証明書(土</p>

		<p>地)</p> <p>(3) 市税の未納が無いことを証する書類</p> <p>(4) 奨励対象事業所に係る固定資産税等相当額が分かる書類</p> <p>(5) その他奨励金等の交付について審査するため市長が必要と認める書類</p>
<p>稲城市企業誘致奨励金事前届出書（様式第3号）</p>	<p>一般奨励金</p> <p>飲食店舗誘致奨励金</p> <p>旅館・ホテル営業誘致奨励金</p> <p>飲食店舗賃貸奨励金（1店舗につき5万円を交付するものを除く。）</p> <p>旅館・ホテル施設賃貸奨励金</p>	<p>(1) 法人登記事項証明書の写し（個人にあつては住民票の写し）</p> <p>(2) 事業計画書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>稲城市企業誘致奨励金承継承認申請書（様式第7号）</p>	<p>一般奨励金</p> <p>飲食店舗誘致奨励金</p> <p>旅館・ホテル営業誘致奨励金</p>	<p>(1) 法人登記事項証明書（個人にあつては住民票の写し）</p> <p>(2) 定款又は規約の写し</p> <p>(3) 奨励対象事業所の譲渡を受けたことが分かる書類</p> <p>(4) 登記事項証明書（建物）（奨励対象事業所を自己所有する場合に限る。）</p>

		<p>(5) 常用労働者数分かる書類（一般奨励金に限る。）</p> <p>(6) 飲食店営業許可の写し（飲食店舗誘致奨励金に限る。）</p> <p>(7) 旅館業営業許可の写し（旅館・ホテル営業誘致奨励金に限る。）</p> <p>(8) 市税の課税台帳等帳簿閲覧に関する同意書</p> <p>(9) 国税に係る確定申告書及び決算書の全頁の写し（過去3年分のもの）</p> <p>(10) 国税、都道府県税及び市区町村税の納税証明書（過去3年分のもの）</p> <p>(11) その他市長が必要と認める書類</p>
	<p>用地確保奨励金</p>	<p>(1) 法人登記事項証明書（個人にあつては住民票の写し）</p> <p>(2) 土地売買契約書などの土地の譲渡を受けたことが分かる書類</p> <p>(3) 土地の賃貸借契約書などの引き続き事業用地を賃貸することが分かる書類</p>

		(4) その他市長が必要と認める書類
--	--	--------------------

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

稲城市長 殿

企業名

住所(本店所在地)

代表者氏名

稲城市企業誘致奨励金等交付申請書

奨励金及び加算金の交付を受けたいので、稲城市企業誘致条例第6条及び稲城市企業誘致条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業所の名称	
所在地	
申請する奨励金	
申請する加算金	市民雇用促進加算金・市内建設業者活用加算金
業種及び事業概要	
事業所建築完了日	年 月 日
事業開始日	年 月 日
事業用地面積	m <sup>2</sup>
常用労働者数	人
客室数	室
宴会場の有無・面積	有・無 m <sup>2</sup>
奨励金の額	円(別紙計算書のとおり)
加算金の額	円(別紙計算書のとおり)

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

稲城市長 殿

企業名

住所(本店所在地)

代表者氏名

稲城市企業誘致奨励金交付申請書(継続交付)

奨励金の交付を受けたいので、稲城市企業誘致条例第6条及び稲城市企業誘致条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業所の名称	
所在地	
申請する奨励金	
事業開始日	年 月 日
事業用地面積	m <sup>2</sup>
常用労働者数	人
客室数	室
宴会場の有無・面積	有・無 m <sup>2</sup>
奨励金の額	円(別紙計算書のとおり)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

稲城市長 殿

企業名

住所(本店所在地)

代表者氏名

稲城市企業誘致奨励金事前届出書

奨励金の交付を受けたいので、稲城市企業誘致条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業所の名称	
所在地	
申請する奨励金	
申請する加算金	市民雇用促進加算金・市内建設業者活用加算金
業種及び事業概要	
事業開始日	年 月 日
事業用地面積	m <sup>2</sup>
常用労働者数	人
店舗面積	m <sup>2</sup>
客室数	室
宴会場の有無・面積	有・無 m <sup>2</sup>

様式第4号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

殿

稲城市長

稲城市企業誘致奨励金等（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった奨励金等の交付について、審査の結果、（交付・不交付）と決定したので、稲城市企業誘致条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付・不交付決定 交付・不交付

2 交付決定額 奨励金 円

加算金 円

別紙計算書のとおり

3 交付の条件

4 不交付の理由

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

稲城市長 殿

企業名

住所(本店所在地)

代表者氏名

稲城市企業誘致奨励金等交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった奨励金等について、稲城市企業誘致条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり請求します。

なお、同奨励金等については、下記の指定口座に振り込むよう依頼します。

交 付 請 求 額	円
-----------	---

振込指定口座

口座名義	フリガナ								
	氏 名								
指定口座	金融機関名				本・支店				
					支店コード				
	口座種別	1 普通 2 当座	口座番号 (右詰記入)						

様式第6号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

殿

稲城市長

稲城市企業誘致奨励金等交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付を決定した奨励金等について、下記の理由により取り消すことを決定したので、稲城市企業誘致条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 取り消した交付決定 年 月 日付 第 号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 取消しの理由

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

稲城市長 殿

企業名

住所(本店所在地)

代表者氏名

稲城市企業誘致奨励金承継承認申請書

奨励金の交付を受ける企業としての地位を承継したいので、稲城市企業誘致条例第9条及び稲城市企業誘致条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

被承継者	
事業所所在地	
既交付決定	年 月 日付 第 号
承継年月日	年 月 日

様式第 8 号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

殿

稲城市長

稲城市企業誘致奨励金承継（承認・不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった奨励金の交付を受ける企業としての地位の承継について、審査の結果、（承認・不承認）と決定したので、稲城市企業誘致条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 審査結果 承認・不承認
- 2 承継した交付決定 年 月 日付 第 号
- 3 不承認の理由

年 月 日

稲城市長 殿

企業名

住所(本店所在地)

代表者氏名

事業譲渡届

奨励金の交付を受けた事業所を譲渡するので、稲城市企業誘致条例施行規則第13条の規定により、下記のとおり届出します。なお、譲渡先の企業が事業所を閉鎖又は事業内容を変更したことにより、私が交付を受けた奨励金の返還が生じる場合は、私に返還の請求をすることについて承知しています。

記

- 1 譲渡先企業 別紙のとおり
  
- 2 事業所所在地
  
- 3 交付決定  
年 月 日付 第 号  
年 月 日付 第 号  
年 月 日付 第 号  
年 月 日付 第 号  
年 月 日付 第 号

様式第10号(第15条関係)

第 号  
年 月 日

殿

稲城市長

稲城市企業誘致奨励金等返還命令書

年 月 日付 第 号で交付を決定した奨励金等について、企業誘致条例第10条及び稲城市企業誘致条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還となる交付決定 年 月 日付 第 号
- 2 返還額 円
- 3 返還額の計算 別紙計算明細書のとおり
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還の理由